

半田市個人情報の保護に関する法律の運用にかかる実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）に基づき、市の実施機関が取り扱う個人情報の適正管理に関し必要な事項を定め、かつ、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する手続き等を明らかにし、もって市政の適正な運営を図りつつ、保有する個人情報の保護を目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下、「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下、「規則」という。）及び半田市個人情報等安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

① 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

② 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、法を遵守し、個人情報の保護に関し必要な施策を講じるものとする。

第2章 個人情報の適正な取扱い

(個人情報の取得)

第4条 実施機関は、個人情報を適法かつ公正な手段で取得するものとする。

2 個人情報の取得は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内でしなければならない。

また、法令に基づく場合等を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。

3 実施機関は、本人から文書又は電磁的記録等により個人情報を取得するときは、本人がその利用目的を認識できるよう、適正な方法により明示しなければならない。

4 実施機関は、法第 64 条の規定に基づき、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(保有個人情報の適正な管理)

第 5 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、法第 66 条及び安全管理規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるもの(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を除く。)については、この限りではない。

4 個人情報の取扱いに従事する職員、受託業務に従事している者若しくは派遣社員及び職員等であった者は、法第 67 条の規定に基づき、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第 6 条 実施機関は、法第 61 条第 3 項の規定に基づき、変更前の利用目的と相当関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、保有する個人情報の利用目的を変更することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、安全管理規程第 3 条第 3 項で定める保護管理者の許可を得なければならない。

① 前項の規定に基づき、利用目的を変更するとき。

② 法第 69 条第 2 項の規定に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供するとき。

(委託に伴う措置等)

第 7 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、前項に規定する基準に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(苦情の処理)

第8条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第3章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 実施機関は、法第60条第2項で規定する個人情報ファイルを保有するに至ったときは、法第75条第2項に該当する場合を除き、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿の作成及び変更は、個人情報ファイル簿(様式第1)により行うものとする。

3 個人情報ファイル簿を廃止するときは、個人情報ファイル簿廃止届(様式第2)により行うものとする。

4 個人情報ファイル簿を作成したときは、総務課への備え付け及び半田市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

第4章 個人情報取扱事務届出書

(個人情報取扱事務の届出)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(市の職員又は職員であつた者に係る人事、給与等に関する事務その他実施機関が定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務届出書(様式第3)により市長に届け出なければならない。

- ① 個人情報取扱事務の名称及び目的
- ② 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- ③ 個人情報取扱事務の根拠法令等
- ④ 保有個人情報の対象者の範囲
- ⑤ 保有個人情報の項目
- ⑥ 要配慮個人情報の有無

- ⑦ 個人情報の処理形態
 - ⑧ 個人情報の収集先
 - ⑨ 個人情報の提供先
 - ⑩ 主な個人情報の記録の名称及び記録媒体並びに保管場所
 - ⑪ 個人情報取扱事務の管理責任者及び事務従事者
 - ⑫ 保有個人情報の安全管理措置内容
 - ⑬ その他市長が必要と認める事項
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、あらかじめ同項の規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、又は届出事項を変更した日以後において当該届出をすることができる。
- 3 実施機関は、前2項の規定に基づき届け出た個人情報取扱事務を、変更したときは、個人情報取扱事務変更届出書（様式第4）を作成し、廃止したときは、個人情報取扱事務廃止届出書（様式第5）を作成し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 個人情報事務届出書は、毎年定期的な監査（自己点検）を実施し、その内容の適正管理に努めるものとする。

第5章 自己情報の開示、訂正及び利用停止 （開示請求の手続）

第11条 法第76条で規定する開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出するものとする。

- ① 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - ② 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
 - ③ 開示の実施方法
 - ④ 代理人による請求の場合は、本人の氏名、住所又は居所及び代理人の種別
- 2 法第77条第1項に規定する書面は、自己情報開示請求書（様式第6）（以下、「開示請求書」という。）とする。
- 3 開示請求をする者は、令第21条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人又は代理人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機

関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示決定通知書等)

第 12 条 前条の開示請求書による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- ① 法第 82 条第 1 項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 自己情報開示決定通知書(様式第 7)
- ② 法第 82 条第 1 項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 自己情報一部開示決定通知書(様式第 8)
- ③ 法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定 自己情報不開示決定通知書(様式第 9)
- ④ 法第 81 条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定 自己情報存否応答拒否決定通知書(様式第 10)
- ⑤ 法第 82 条第 2 項の開示請求に係る保有個人情報を保有していない旨の決定 自己情報不存在決定通知書(様式第 11)

2 法第 83 条第 2 項、第 94 条第 2 項及び第 102 条第 2 項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第 12)により行うものとする。

(開示決定等の期限)

第 13 条 前条の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に行わなければならない。ただし、第 11 条第 4 項の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(開示の実施)

第 14 条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出するものとする。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画(以下「文書等」という。)に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されていると

きはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報記録されている公文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、一部開示に該当するとき及びその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

第 15 条 前条第 2 項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては、当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては、写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(第三者に対する意見照会における通知事項等)

第 16 条 法第 86 条第 1 項及び第 2 項に規定する通知を書面により行う場合の当該書面は、第三者情報に係る意見照会書(様式第 13)とする。

2 前項による意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意見を表示した意見書を提出した場合は、法第 86 条第 3 項の規定に基づき、通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、第三者情報に係る開示決定通知書(様式第 14)により行うものとする。

(訂正請求の手續)

第 17 条 法第 90 条で規定する訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出するものとする。

- ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- ③ 訂正請求の趣旨及び理由
- ④ 代理人による請求の場合は、本人の氏名、住所又は居所及び代理人の種別

2 法第 91 条第 1 項に規定する書面は、自己情報訂正請求書(様式第 15)(以下、「訂正請求書」という。)とする。

3 訂正請求をする者は、令第 28 条の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人又は代理人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機

関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(訂正決定通知書等)

第 18 条 前条の訂正請求書による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- ① 法第 93 条第 1 項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 自己情報訂正決定通知書(様式第 16)
- ② 法第 93 条の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 自己情報一部訂正決定通知書(様式第 17)
- ③ 法第 93 条第 2 項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定 自己情報不訂正決定通知書(様式第 18)

(保有個人情報訂正実施通知書)

第 19 条 法第 97 条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第 19)により行うものとする。

(訂正決定等の期限)

第 20 条 第 18 条各号の決定は、訂正請求があつた日から起算して 30 日以内に行ななければならない。ただし、第 17 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

(利用停止請求の手續)

第 21 条 法第 98 条で規定する利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出するものとする。

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- ③ 利用停止請求の趣旨及び理由
- ④ 代理人による請求の場合は、本人の氏名、住所又は居所及び代理人の種別

2 法第 99 条第 1 項に規定する書面は、自己情報利用停止請求書(様式 20) (以下、「利用停止請求書」という。)とする。

- 3 利用停止請求をする者は、令第 28 条の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人又は代理人に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用停止決定通知書等)

第 22 条 前条の訂正請求書による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- ① 法第 101 条第 1 項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 自己情報利用停止決定通知書(様式第 21)
- ② 法第 101 条の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 自己情報一部利用停止決定通知書(様式第 22)
- ③ 法第 101 条第 2 項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定 自己情報利用不停止決定通知書(様式第 23)

(利用停止決定等の期限)

第 23 条 前条各号の決定は、訂正請求があつた日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 23 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

第 6 章 審査請求等

(審査会諮問通知書)

第 24 条 法第 105 条第 2 項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第 24)により行うものとする。

- 2 審査会に諮問した結果の通知は、審査会答申結果通知書(様式第 25)により行うものとする。

(審査会への諮問の期限)

第 25 条 法第 105 条による審査請求があったときは、当該審査請求に対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該審査請求を受理した日から起算して 14 日以内に、半田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

2 諮問実施機関は、審査会の答申があつた日から起算して 14 日以内に、審査請求人に決定又は裁決の結果を通知しなければならない。

第 7 章 その他

(その他)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

個人 情報 取 扱 事 務	開示請求等を受 理する組織の名称 及 所 在 地	名 称	
		所在地	
	訂正及び利用停 止に関する他の法 令の規定による特 別 の 手 続 等		
	個人情報ファイル の 種 別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理）	
	行政機関等匿名 加工情報の提案 の募集をする個人 情 報 ファイル で あ る 旨		
	行政機関等匿名 加工情報の提案 を受ける組織の名 称 及 び 所 在 地		
	行政機関等匿名 加工情報の概要		
	開示等請求を受 理する組織の名称 及 所 在 地		
	作成された行政機 関等匿名加工情 報に関する提案を することができる期 間		
	条 例 要 配 慮 個 人 情 報		
そ の 他			

様式第2(第9条関係)

年 月 日

個人情報ファイル簿廃止届

半田市長 様

(実施機関)

印

半田市個人情報の保護に関する法律の運用にかかる実施要綱第9条第3項の規定により、次のとおり個人情報を取り扱う事務を廃止しましたので届け出ます。

担 当 課 等		
個 人 情 報 取 扱 事 務	個人情報ファイル 簿 の 名 称	
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	廃 止 の 理 由	
	備 考	

個人情報取扱事務届出書

半田市長 様

(実施機関)

印

半田市個人情報の保護に関する法律の運用にかかる実施要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報を取り扱う事務を開始するので届け出ます。

担 当 課 等		
個 人 情 報 取 扱 事 務	事 務 の 名 称	
	事 務 の 目 的	
	根 拠 法 令 等	<input type="checkbox"/> 有 (名称) <input type="checkbox"/> 無
	対 象 者 の 範 囲	① ② ③ ④ ⑤
	開 始 年 月 日	<input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 新 規 (年 月 日)

注1 「対象者の範囲」は、対象者すべてを記入すること。6以上ある場合は、右余白に番号を付したうえで記入すること。

2 「対象者の範囲」ごとに別紙を作成すること。

別紙

担当課等		届出日	年 月 日
事務の名称			
事務の目的			
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 有 (名称:) <input type="checkbox"/> 無		
保有個人情報の対象者の範囲		要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保有個人情報の項目	要配慮個人情報以外のもの (<input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー) <input type="checkbox"/> その他識別符号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄)	(<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好)	(家庭生活) (<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 結婚歴・離婚歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 身体的特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> 動機・意見・相談 <input type="checkbox"/> その他)
	要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 信条(思想・信教を含む。) <input type="checkbox"/> 社会的身分 [<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのあるもの <input type="checkbox"/> その他] <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等による診断・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	(取り扱う理由) <input type="checkbox"/> 法令・条例 (名称) (該当条項号等) <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。(オンライン結合による提供) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない。		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 情報の収集 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無		
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (該当条項第6条第3項第 号) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人情報の提供先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間団体・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		

個人情報 の 保有 状況	主な個人情報の記録の名称	記 録 媒 体			保 管 場 所
管理責任者 (課等の長)					
事務従事者					
安全管理 措置内容	(収集・利用・提供) (保管等) (複写・複製) (庁外持出し・送付) (庁内運搬) (消去・廃棄)				

様式第4(第10条関係)

年 月 日

個人情報取扱事務変更届出書

半田市長 様

(実施機関)

印

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり個人情報を取り扱う事務を変更しますので届け出ます。

担 当 課 等		
個 人 情 報 取 扱 事 務	事 務 の 名 称	
	変 更 年 月 日	年 月 日
	変 更 の 理 由	
	変 更 の 内 容	変 更 前
		変 更 後
備 考		

様式第 5 (第10条関係)

年 月 日

個人情報取扱事務廃止届出書

半田市長 様

(実施機関)

印

半田市個人情報の保護に関する法律の運用にかかる実施要綱第10条第3項の規定により、次のとおり個人情報を取り扱う事務を廃止しましたので届け出ます。

担 当 課 等		
個 人 情 報 取 扱 事 務	事 務 の 名 称	
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	廃 止 の 理 由	
	備 考	

自己情報開示請求書

(実施機関)
様請求者 氏 名
郵便番号
住所(居所)
電 話

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	本人 ・ 本人の代理人
開示請求をする保有個人情報の内容	(公文書の名称：)
※ 開示の実施方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付： 希望する ・ 希望しない)

代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	氏名	
	住所 (居所)	電話
※ 代理人の種別	1 法定代理人 (ア) 未成年者の親権者 (イ) 成年後見人 2 委任による代理人 (保有特定個人情報の請求に限る。)	

注1 ※印の欄は、該当するものに○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人による請求の場合は、注2の書類のほか、代理権を証明する書類（法定代理人の場合・・・戸籍謄本等、委任による代理人の場合・・・委任状及び本人の印鑑登録証明書等）が必要です。
- 4 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。

次の欄は、記入する必要はありません。

記録の名称	(年度)
担当課等	
本人の確認	
請求者の確認	
代理関係の確認	

様式第7(第12条関係)

自己情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により通知します。

開示請求のあつた保有個人情報の内容		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分
	場所	
開示の実施に要する費用の額		1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用(切手代) 円
担当課等		

注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類をご持参のうえ、上記の開示場所までお越しください。

2 法定代理人の方は、注1の書類のほか、戸籍謄本等その資格を証明する書類をご持参ください。

3 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

自己情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日()	午前 時 分 午後
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	円	
	2 写しの送付に要する費用(切手代)	円	
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担当課等	電話	(内線)	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類をご持参のうえ、上記の開示場所までお越しください。

- 代理人の方は、注1の書類のほか、代理権を証明する書類（法定代理人の場合・・・戸籍謄本等、委任による代理人の場合・・・委任状及び本人の印鑑登録証明書等）をご持参ください
- 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

自己情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話 (内線)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり個人情報の存在・不存在を回答することなく開示請求を拒否することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第81条の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)
応答しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担当課等	電話 (内線)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11(第12条関係)

自己情報不存決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、保有していませんので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)
保有していないことの理由	
担当課等	電話 (内線)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

開示決定等期限特例延長通知書

(実施機関)

様

請求者 氏 名
郵便番号
住所(居所)
電 話

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項（又は第94条第2項、第102条第2項）により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)
第 条第 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
延長後の決定期間	次に掲載する期限までに開示決定等を行うものとする 年 月 日
担当課等	電話 内線 ()

様式第13(第16条関係)

第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第76条（平成15年法律第57号）の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	半田市総務課
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

第三者開示決定等意見書

年 月 日

半田市長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

第三者情報に係る開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

あなたから 年 月 日付けで意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本件連絡先	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報訂正請求書

(実施機関)

様

請求者 氏 名
 郵便番号
 住所(居所)
 電 話

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	本人・本人の代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	(公文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	氏名	
	住所 (居所)	電話
※ 代理人の種別	1 法定代理人 (ア) 未成年者の親権者 (イ) 成年後見人 2 委任による代理人 (保有特定個人情報の請求に限る。)	

注1 ※印の欄は、該当するものに○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人による請求の場合は、注2の書類のほか、代理権を証明する書類（法定代理人の場合・・・戸籍謄本等、委任による代理人の場合・・・委任状及び本人の印鑑登録証明書等）が必要です。
- 4 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。

次の欄は、記入する必要はありません。

記録の名称	(年度)
担当課等	
本人の確認	
請求者の確認	
代理関係の確認	

自己情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正すること決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話 (内線)	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)	
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及び理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話	(内線)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(公文書の名称)
訂正しないこととした理由	
担当課等	電話 (内線)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正すること決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内容	(公文書の名称)	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正の理由		
実施年月日	年 月 日	
担当課等	電話	(内線)

自己情報利用停止請求書

(実施機関)

様

請求者 氏 名
郵便番号
住所(居所)
電 話

年 月 日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	本人・本人の代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	(公文書の名称：)
利用停止請求の趣旨	
利用停止請求の理由	

代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人	氏名	
	住所 (居所)	電話
※ 代理人の種別	1 法定代理人 (ア) 未成年者の親権者 (イ) 成年後見人 2 委任による代理人 (保有特定個人情報の請求に限る。)	

注1 ※印の欄は、該当するものに○で囲んでください。

- 2 請求の際には、運転免許証等本人であることを証明する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人による請求の場合は、注2の書類のほか、代理権を証明する書類（法定代理人の場合・・・戸籍謄本等、委任による代理人の場合・・・委任状及び本人の印鑑登録証明書等）が必要です。
- 4 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。

次の欄は、記入する必要はありません。

記録の名称	(年度)
担当課等	
本人の確認	
請求者の確認	
代理関係の確認	

自己情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求の あつた保有個人 情報の内容	(公文書の名称)
利用停止の内容	
利用停止の理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 (内線)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22(第22条関係)

自己情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(公文書の名称)
利用停止の内容	
利用停止しないこととした 部分及び理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 (内線)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

自己情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	(公文書の名称)
利用停止しない こととした理由	
担 当 課 等	電 話 (内線)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24(第24条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの 決定等に対する審査請求については、次のとおり半田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

決定等のあった 保有個人情報の内容	(公文書の名称)
審査請求の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問した日	年 月 日
担当課等	電話 (内線)

様式第25(第24条関係)

審査会答申結果通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けの 決定等に対する審査請求については、次のとおり半田市情報公開・個人情報保護審査会の答申がありましたので、次のとおり通知します。

決定等のあった 保有個人情報の内容	(公文書の名称)
答申のあった日	年 月 日
答申の内容	
担当課等	電話 (内線)

